

- 二 食品等の安全性及び表示に関する事項
- 三 食育に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、食品等の安全・安心の確保のために必要な事項

第九条 県は、食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の理解の促進を図るため、情報及び意見の交換会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十条 食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について意見を有するものは、知事に対し、制度の新設又は改廃その他の必要な見直しを行うよう提案することができる。

2 前項の規定による提案をしようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した提案書を知事に提出しなければならない。

- 一 提案をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事業所その他の施設の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- 二 提案の年月日、内容及び理由

3 知事は、前項の規定により提案書が提出されたときは、速やかに、当該提案書についての千葉県食品等安全・安心協議会の意見を聴かなければならぬ。この場合において、当該提案書に係る提案の内容に知事以外の執行機関又は公営企業管理者（以下この条において「知事以外の執行機関等」という。）の権限に属する事務に關係するものがあるときは、あらかじめ、当該知事以外の執行機関等に当該提案書の写しを送付しなければならない。

4 千葉県食品等安全・安心協議会は、前項前段の規定による諮問があった場合において、必要があると認めるときは、前項に規定する提案書に係る提案の内容及び理由に関し、知事及び知事以外の執行機関等に意見又は資料の提出を求めることができる。

5 知事は、第三項前段の規定による諮問に対する答申を受けた場合において、当該答申の内容に知事以外の執行機関等の権限に属する事務に關係するものがあるときは、直ちに当該知事以外の執行機関等に当該答申の写しを送付しなければならない。

6 知事は、第三項前段の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 提案の年月日、内容及び理由
- 二 答申の内容
- 三 提案に対する県の見解

7 県は、第三項前段の規定による諮問に対する答申を尊重して、食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について、必要な見直しを行わなければならない。

関係団体との協働

第十一条 県は、食品関連事業者の団体、食品等の安全・安心の確保に関連する消費者の団体その他の関係団体と協働して、リスクコミュニケーションその他の食品等の安全・安心の確保のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

自主的な活動の支援

第十二条 県は、食品関連事業者が自主的に行う食品等の安全・安心の確保に関する活動の促進を図るため、情報の提供及び助言その他の食品関連事業者に対する支援に必要な措置を講ずるものとする。

遺伝子組換え作物等に関する措置

第十三条 県は、遺伝子組換え生物等（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第二条第二項に規定する遺伝子組換え生物等をいう。）のうち作物その他の栽培される植物（以下この条において「遺伝子組換え作物等」という。）と遺伝子組換え作物等以外の作物その他の栽培される植物（食品とするために栽培されるものに限る。）との交雑の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。